

2020 (令和2年) 1月30日

宮城県仙台市宮城野区原町3-1-8 原町プラザ2階

START GATE SPORTS GYM

代表 中泉翔 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



申入書

当団体からの照会書に対して、令和年10月31日付けでのご回答を頂きありがとうございました。

貴社からの上記ご回答を踏まえて下記の通り申入れいたしますので、下記申入れについて、貴社においてご対応いただけるか否かについて、本書面到達後2ヶ月以内を目処に文書にてご回答頂きますようよろしくお願い申し上げます。

第1 申入れの趣旨

- 1 貴社が実施している「まるまる0円キャンペーン」(入会金無料・2か月分会費無料とするもの)(以下、「本キャンペーン」といいます)について、「入会月を含めず1年間は退会、休会手続きをとることができない」とする条件を削除、ないし退会・休会禁止期間について見直し、消費者契約法10条に違反しないよう削除ないし修正することを求めます。
- 2 会員規約9条2号を削除することを求めます。
- 3 HPに記載のある「退会は未納月謝が清算されるまでは受理できない」との取り扱いを行わないこと、HPからの記載削除を求めます。

第2 申入れの理由

- 1 第1、1について
 - (1) 貴社から提供いただいた申込書によれば、本キャンペーンの利用者は、入会月を含めず1年間は退会、休会手続きをとることができなくなる条件を課されることとされております。

- (2) しかしながら、貴社がHP等において表示している広告においては、本キャンペーンを適用しない形式での入会が可能である旨の記載がなく、消費者が本キャンペーンを適用しない形式での入会が可能であるかどうかを把握できません。

また、貴社からの回答によれば本キャンペーンは少なくとも1年8か月以上の長期間継続しておりますが、そのような長期にわたる価格設定は期間限定の「キャンペーン」ではなく、実際には常時選択できるコースの一つに過ぎないと考えられます。

さらに、同キャンペーンの広告を行っている媒体において、消費者が同キャンペーンを利用するにあたって不利益となる「入会月を含めず1年間は退会、休会手続きをとることができないこと」について明示されていません。

以上の事実からすると、広告を見た消費者の認識としては、通常の入会金、会費での入会がキャンペーン前の相当期間実施されており、限定された本キャンペーン期間中において価格が当該表示分だけ安くなっているのみで、そのほかに消費者にとって不利益な条件がないと認識するものと考えられ、不当景品類及び不当表示防止法5条2号によって禁止されている不当な表示による不適切な勧誘方法と言わざるを得ません。

- (3) 加えて、本キャンペーンの特典は、①入会金10000円の無償化、②貴社の月会費（月額5000円～8000円）2か月分の無償化にすぎません。本キャンペーンには1年間もの間退会、休会が制約させられるという不利益がありますが、その制約が長期かつ利用者の傷病や妊娠等やむを得ない事情の有無を問わないものであることも考え合わせると、消費者が受け得る利益に比してその不利益は極めて過大であると言わざるを得ません。

貴社のジム利用契約は、一般的にサービス提供の継続的契約が該当する民法上の準委任契約（民法656条）であると考えられますので、当事者はいつでも解除（退会）をすることができ（民法656条、651条1項）、その場合には当該契約は将来に向かって効力を失うと考えられます（民法652条、620条）。

上記のような1年間もの長期にわたってその退会を制限する規定は、準委任契約において当事者に通常認められる解除（退会）の自由を制限するものであり、理由の如何を問わず1年内に退会しようとする消費者から実質的に最長1年間の月会費を没収するに等しいものです。上記（2）の不適切な勧誘状況も考え合わせれば、消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効になるものと考えられます。

2 第1、2について

- (1) 会員規約9条2号は「手続きが完了し、己が退会（休会）を認めるまでは、いかなる理由があろうとも甲は乙に対する月極め受講料を支払う義務を有する。」旨規定しています。
- (2) 上記会員規約9条2号の規定は、当事者の間で合意された退会（休会）の手続自体が完了しているにも拘わらず、一方当事者が承認しない場合に受講料の

支払義務継続を認める旨規定するものですので、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、消費者の利益を一方的に害するものとして消費者契約法10条より無効になるものと考えられます。

3 第1、3について

貴社HPには、「退会は未納月謝が清算されるまでは受理できない」旨の記載がありますが、実際にそのような取り扱いがなされれば、未納月謝が生じた利用者は清算がされるまで、永続的に月会費の債務が増えていくこととなります。

しかも、このような扱いは「会員はその申出により退会できます」（会員規約10条1項）、「退会する前月の5日までに退会届を提出すると完了します」（会員規約10条2項）、「月会費を滞納3か月分滞納した時点で退会扱いとさせていただきます」（会員規約11条2項）などとする会員規約に反するばかりでなく、準委任契約の解除について「各当事者がいつでもその解除をすることができる」と定めている民法651条1項に反し、また消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効になるものと考えられます。

以上